

◎新潟県告示第153号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

阿賀野市

2 事業の種類

道の駅「(仮称)あがの」整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

阿賀野市下黒瀬字前川原、窪川原字柳島及び窪川原字古阿賀地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅「(仮称)あがの」整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、阿賀野市一般会計予算等により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

阿賀野市では、平成28年に「阿賀野市総合計画（2016－2024）」を策定し、五頭連峰、五頭温泉郷、瓢湖等の自然環境、阿賀野川の恵みによって営まれる農業、窯業等の地場産業など、地域資源を活かしたまちづくりを推進することとしている。

しかしながら、地域の観光資源の認知度は低く、市内への観光客数は、年々減っている状況にある。

また、阿賀野市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化とともに離農者数が年々増加しており、担い手の確保・育成が困難な状況となっている。

さらに、阿賀野市の人口は、平成7年から年間約200人のペースで減少が続いており、合計特殊出生率は、平成26年に県内市町村の中で最も低くなるなど、人口減少、少子化が深刻な課題となっている。

本件事業は、令和4年に開通予定の国道49号阿賀野バイパスの整備と併せて、道の駅を整備し、地域の特産品を販売・PRする農産物直売所、物産販売所、飲食施設、地域の観光資源をPRする情報発信コーナーのほか、子育て支援に資するプレイルームや市内外の人々の交流の場となる多目的広場を設置するものである。

また、国道49号は、第1次緊急輸送道路に指定されていることから、防災拠点としての機能も担えるよう、受水槽や無線LAN設備を設置するとともに、多目的広場をヘリコプターの離着陸場として活用することとしている。

本件事業の実施により、阿賀野市の地域資源の魅力を発信する新たな地域振興施設が整備されることで、観光客等の交流人口の増加や地域活性化、農産物等の需要拡大による農業等の産業振興、子育て環境の充実による定住促進や出生率の向上が見込まれるほか、防災拠点として、災害等に対する地域防災力の向上が図られることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずることとしており、また、本件起業地は、近隣住家から100メートル以上の距離を確保していることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種、環境省及び新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法による史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、事業に必要な面積が確保できることを前提に、国道49号阿賀野バイパス沿道の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、阿賀野市における最上位計画である「阿賀野市総合計画（2016－2024）」及び「阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に主要事業として掲げられており、地元住民からも早期整備を求める要望書が提出されている。また、令和4年に予定されている国道49号阿賀野バイパスの開通に合わせて整備を行うことで、より一層の事業効果の発現が見込まれることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

阿賀野市役所 産業建設部 建設課